

日本オブティミストディンギー協会会員登録及びクラブ加盟細則

(目的)

第1条 この規則は、日本オブティミストディンギー協会（以下「協会」という）規約31条による会員の登録及びクラブの加盟について定めることを目的とする。

(会員の年度)

第2条 会員の登録及びクラブの加盟年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員登録)

第3条 新たに選手会員及びオペレーションスタッフになろうとする者（以下両者を「新規会員」という）は、様式1により申込まなければならない。

第4条 前年に引き続き選手会員及びオペレーションスタッフ登録をしようとする者（以下継続会員という）は5月31日までに様式1により申込まなければならない。OP級全日本大会時のクラブ推薦枠はこの時点での登録数より算出され、期限を過ぎたクラブについてはクラブ推薦枠は無いものとする。

第5条 賛助会員は、登録の申し込みをもって会員登録とする。登録期間は登録日から1年とし、毎年の登録とする。

第6条 会員登録した選手会員には会員証を交付する。

但し、平成25年11月開催の年次総会決議により、平成26年度からは交付しない。

第7条 選手会員は協会に加盟しているいずれかのクラブに所属しなければならない。会員の有効期間中にクラブの所属が変わった場合は速やかに登録の変更を申し出なくてはならない。

第8条 選手会員がそれまで所属していたクラブを辞め、他のクラブへの所属変更が決まるまでは、暫定的に個人会員として会員の資格は有効とするが、次年度の登録までに所属するクラブを決定しなくてはならない。

(登録期間)

第9条 新規会員の登録期間は、登録申込みが4月1日から12月31日の者は、登録申込の日から翌年3月31日までとし、1月1日から3月31日のまでの者は同年の3月31日までとする。

第10条 継続会員の登録期間は、当該年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

但し、5月31日までに継続登録をしなかったものの登録期間は、継続登録の申し込みの日から翌年の3月31日までとする。

(会費等の額)

第9条 会費等の額は、次のとおりとする。

ア 選手会員の会費は、年額 2,000 円とする。

イ 新規選手会員の入会金は 2,000 円とする。

ウ オペレーションスタッフの会費は、年額 1,000 円とする。

エ 新規オペレーションスタッフの入会金は 1,000 円とする。

オ 賛助会員の会費は、年額一口 30,000 円とし、口数は制限しない。

(会費等の納入期限)

第 10 条 新規会員は、登録申込み時に入会金と会費を納入しなければならない。

第 11 条 継続会員は、継続登録申込み時に会費を納入しなければならない。

(クラブの加盟)

第 12 条 新たに協会に加盟しようとするクラブ (以下「新規クラブ」と言う) は、様式 2 により、クラブの会則を添えて申込まなければならない。

第 13 条 加盟には 1 名以上の選手会員と、1 名以上のオペレーションスタッフを必要とする。

第 14 条 加盟承認または不承認は OP 協会より連絡する。

(クラブの加盟費の額)

第 15 条 クラブの加盟費は、年額 15,000 円とする。

第 16 条 新規クラブの入会金は 15,000 円とする。

(加盟費の納入期限)

第 17 条 加盟を承認された新規クラブは、連絡を受けた日から 20 日以内に入会金と加盟費を納入しなければならない。

第 18 条 継続して加盟するクラブは、当該年度の 5 月 31 日までに加盟費を納入しなければならない。

付則 (平成 19 年 11 月 3 日制定)

第 1 条 この細則は平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 25 年 11 月 第 6 条改変 (会員証の交付)

様式 1 新規、継続会員登録申込書

様式 2 新規クラブ加盟申込書